

公益社団法人 大阪府看護協会
海外看護学会・視察及び国際会議等奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人大阪府看護協会は、大阪府内の看護水準を高めるため、大阪府看護協会会員の海外看護学会・視察及び国際会議等の参加を奨励し、必要な経費の一部を予算の範囲内で助成するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 事業実施時に大阪府看護協会の会員で会員歴が5年以上あり、かつ、事業参加帰国後引き続き大阪府内で看護業務等に従事することが確実な者。
- (2) 就業態度が誠実で他の模範となる者として所属長が推薦する者。

(助成対象経費及び助成額)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額（以下「助成額」という。）は次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費は、看護協会（日本、国際を含む）等の主催又は後援する海外看護学会・視察及び国際会議等への参加に要する経費（但し、参加費は除く）。
- (2) 助成額は、海外看護学会・視察及び国際会議等への参加に要する経費の50%以内とし、上限を50万円とする。

(助成金交付申請書等の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、当該事業が始まるまでに助成金交付申請書（様式第1号）を公益社団法人大阪府看護協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金交付の決定)

第5条 会長は、第4条の規定による申請関係書類を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に関する助成金の交付の諾否について、公益社団法人大阪府看護協会常任（業務執行）理事会（以下「理事会」という。）に諮る。

なお、理事会に諮る時期は、当該申請事業が始まるまでの理事会とする。

(申請者への通知)

第6条 前条により、助成金交付が理事会で承認されたときは、助成金交付内定通知書（様式第5-1号）により、申請者にその旨を通知する。

- 2 前条により、助成金交付が理事会で承認されなかったときは、助成金交付不採択通知書（様式5-2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金交付の条件)

第7条 会長は、助成金交付に際し、次の条件を付すことができる。

- (1) 当該申請事業の実績を会員に対して報告又は発表すること。

(事業内容の変更承認)

第8条 助成金交付内定通知書(様式第5-1号)を受けた申請者は、当該助成の対象となった事業計画に変更が生じた場合には、あらかじめ助成事業変更承認申請書(様式第2号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(助成事業の中止または廃止)

第9条 助成金交付内定通知書(様式第5-1号)を受けた申請者は、当該助成の対象となった事業を中止または廃止する場合には、あらかじめ助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事業実績報告書)

第10条 助成金交付内定通知書(様式第5-1号)を受けた申請者は、助成の対象となった事業が完了したときは、助成事業活動の完了の日から1か月以内かつ助成金交付決定年度の2月末日までに事業実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定および通知)

第11条 会長は、前条により事業実績報告書を受理したときは、これを審査し、当該助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第5-3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金振込先通知書)

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金振込先通知書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(助成金概算払)

第13条 助成対象事業の実施上、必要と認めるときは、助成金の一部または全部の概算払いをすることができる。

- 2 申請者が、助成金概算払いを受けようとするときは、その理由を付して助成金概算払請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 会長は、次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の一部もしくは、全部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金の交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき

(要綱の改廃)

第 15 条 この要綱の改廃は理事会の決議による。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。